

平成30年度人権教育取組の方向

熊本県教育委員会

「熊本県人権教育・啓発基本計画」を踏まえて、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を総合的かつ計画的に推進する。

《重点努力事項》

1 就学前・学校教育の充実

～人権尊重の精神に立った学校（園）づくり～

(1) 推進体制の機能強化と研修の充実

学校や地域におけるこれまでの取組の成果と課題から「人権尊重の精神に立った学校（園）づくり」のビジョンを明確にし、組織的に改善を図ることにより課題を解決する。

ア 人権教育の目標達成のため、校長がリーダーシップを発揮する。人権教育主任を中心とした効果的な役割分担により推進体制の機能を更に強化し、情報を適切に共有しながら、学校全体で積極的に取り組む環境を整備する。

イ 人権の意義・重要性や同和問題をはじめとする様々な人権問題についての基本的認識を深め、実践的指導力を高めるよう、計画的に研修を行う。特に、関係法令・施策等の理解を深めるとともに、お互いに教育実践上の課題や情報を交流しあうことのできるOJTの充実を図る。

ウ 教職員一人一人が人権問題やいじめ問題の解決に向け、教育の果たす役割と職責の重要性を改めて強く自覚し、人権尊重の理念について理解を深め、これを体得し、実践する。

(2) 指導方法等の工夫・改善

教育の根幹に人権教育を据え、幼児児童生徒にしっかりと寄り添い、一人一人を大切にされた教育を推進する。

ア 「生きる力」を育む教育活動の基盤として、言語環境をはじめ人権尊重の精神がみなぎる環境づくりを行い、すべての教育活動を通して人権教育を推進する。

イ 幼児児童生徒が、自己的人権を守り他者の人権を守る実践的な行動力を身に付けるために、発達段階や地域の課題等を踏まえ、人権が尊重される学習活動づくりや人間関係づくりを推進し、人権に関する知的理解と人権感覚の育成を図る。

ウ 学校間及び学校と家庭・地域、関係機関等との連携・協力を図り、すべての児童生徒の自己実現のために、人権尊重の視点に配慮しながら、確かな学力の育成と進路指導の充実に重点的に取り組む。

エ 教育の中立性を確保するとともに、個人情報やプライバシーに関して十分な配慮を行う。

2 社会教育の充実

～人権尊重のまちづくり～

(1) 学習環境の整備・充実と指導者の養成

学校・家庭・地域の連携・協働を通して、身近な日常生活において、互いの人権を尊重する態度や行動を培うことのできる人権感覚を養い、「人権尊重のまちづくり」に向け、地域の実情に即した人権教育を推進する。

ア 日常生活において互いの人権を尊重できるような豊かな人権感覚を養うために、交流事業の取組を促進するとともに、学級・講座における参加体験型学習プログラムの活用・開発など効果的な手法の工夫・改善を図る。

イ 人権問題に関する深い認識と実践力を持った指導者を養成し、推進役としての活動の場を設けるなど指導体制の充実を図る。